

(参考)

主な改正の概要（令和6年3月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 85.41 項	半導体デバイス	第 85.41 項の半導体デバイスに利用される半導体物質に係る記載を明確化するとともに、半導体ベースの変換器に使用される材料の例としてインジウムアンチモンを追加。

主な改正の概要（令和6年3月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 2106.90 号	食餌補助剤（シロップ状）	水、砂糖、ビタミン等から成り、シロップ状のまま消費される物品（200 mlの容器入り）について、飲料ではなく、その他の調製食料品として第 2106.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2106.90 号	液状の調製食料品	水、砂糖、果汁等から成る液状の物品（小売用の容器入り）で、冷凍後にアイスクャンディーとして食用に供されるものについて、その他の調製食料品として第 2106.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2106.90 号	“ピザミックス”と呼ばれる調製食料品	モザレラ、パーム油、ばれいしょでん粉等を混合したものから成るストリップ状又はキューブ状の物品について、その他の調製食料品として第 2106.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3824.99 号	熱伝導流体	ベンゼンから得られた化学的に単一ではない水素化テルフェニル等から成る熱伝導流体について、化学調製品として第 3824.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3926.40 号	プラスチック製の装飾品	内側から LED で照らすことができるペンギンの形のプラスチック製品について、照明器具ではなくプラスチック製の装飾品として第 3926.40 号に分類（通則 1、3（b）及び 6）。
第 4008.21 号	デンタルダム（隅が直角のもの）	歯科治療で使用されるゴム製の薄いシートで、隅が直角の正方形のものについて、ゴム製のシートとして第 4008.21 号に分類（通則 1（第 40 類注 9）及び 6）。
第 4014.90 号	デンタルダム（隅が丸いもの）	歯科治療で使用されるゴム製の薄いシートで、隅が丸い正方形のものについて、衛生用又は医療用の製品として第 4014.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 7007.19 号	スマートフォン用ディスプレイカバーガラス	スマートフォンのディスプレイ用に切断し、強化した後、コーティングを施したガラスについて、スマートフォンの部分品ではなく、強化ガラスとして第 7007.19 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 7007.19 号	スマート冷蔵庫用ディスプレイカバーガラス	冷蔵庫のディスプレイ用に切断し、強化した後、印刷とコーティングを施したガラスについて、フラットパネルディスプレイモジュールの部分品ではなく、強化ガラスとして第 7007.19 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8528.71 号	電子装置	インターネット及びテレビに接続し、テレビで音声や映像のストリーミング等を行うための機器について、自動データ処理機械ではなくテレビジョン受像機器とし

主な改正の概要（令和6年3月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		て第 8528.71 号に分類（通則 1（第 84 類注 6（E））及び 6）。
第 8539.39 号	自動車用 HID ランプ	自動車に使用されるバラスト及び電源コード付きの HID ランプについて、自動車用のヘッドライトの部分品ではなく、その他の放電管として第 8539.39 号に分類（通則 1（第 16 部注 2（a））及び 6）。
第 8539.52 号	自動車用 LED ランプ	自動車に使用されるファン及び電源コード付きの LED ランプについて、自動車用のヘッドライトの部分品ではなく、LED ランプとして第 8539.52 号に分類（通則 1（第 85 類注 11（b））及び 6）。
第 8541.51 号	ホール素子	HS2017 では第 8543.70 号に分類されていたホール素子について、半導体ベースの変換器として第 8541.51 号に分類（通則 1（第 85 類注 12（a）（i））及び 6）。
第 9029.20 号	交通及び速度取締レーザ	車両速度や車間距離の測定機能、撮影機能、データの送信機能等を有する機器について、速度計として第 9029.20 号に分類（通則 1、3（b））及び 6）。
第 9102.12 号	ランニングウォッチ	単独で日時の表示や心拍数等を測定できるほか、他のデバイスと接続することにより着信通知の受信等が可能なランニングウォッチについて、腕時計として第 9102.12 号に分類（通則 1（第 16 部注 1（n））、3（c））及び 6）。
第 9405.49 号	窓用の装飾品	クリスマスツリーの形状をしたフレームに、電線で繋がれた 50 個のカラー電球を取り付けた窓用の装飾品について、その他の電気式の照明器具として第 9405.49 号に分類（通則 1（第 95 類注 1（u））及び 6）。
第 9406.90 号	ガーデンルーム	既存の建物に固定できるように設計された 3 つの壁を有するガーデンルームについて、プレハブ建築物として第 9406.90 号に分類（通則 1（第 94 類注 4））及び 6）。
第 9503.00 号	子供用ロボット玩具	ディスプレイ画面により対話式の遊びや学習ができるロボット玩具について、玩具として第 9503.00 号に分類（通則 1（第 16 部注 1（p）））。